提出する際の留意点

1　昨年と比べて変わった点

令和８年度税制改正により、所得税の「基礎控除」、「給与所得控除」、「扶養親族等の所得要件」に関する見直しが行われました。

改正された金額や要件は、国税庁ホームページに詳細が掲載されていますので、必ず確認してください。

【国税庁ＨＰ】

年末調整がよくわかるページ＞源泉徴収義務者（給与の支払者）の方へ

https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gimusya.htm

上記のほか、新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の令和８年分一般生命保険料控除の控除額に関する改正がありました。

年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例の適用がある場合は、「摘要」欄に「租税特別措置法第 41 条の 15 の５第１項適用」と記載してください。

なお、夫婦の間に年齢 23 歳未満の扶養親族である子が１人いるような場合には、その夫婦双方が、この特例の適用を受けることができますのでご注意ください。詳しくは、令和８年分給与所得者の保険料控除申告書裏面をご覧いただくか、お近くの税務署にお問い合わせください。

【記載例】

特定親族特別控除の額	社会保険料控除等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金特別控除の額
千 円	内 千 円	千 円	千 円	千 円
	(160 000) 421 700	120 000	50 000	28 500

（摘要）　**租税特別措置法第41 条の15 の５第１項適用**

生命保険料の金額 の内訳	新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護医療保険料の金額		新個人年金の金額		旧個人年金の金額	
	45,210	円	32,005	円	68,920	円		円	168,000	円

※年末調整で従業員の方から特例の適用を受ける旨の申告がありましたら、上記記載例のとおり、給与支払報告書の摘要欄に必ず記載してください。記載がない場合は、特例の適用がないものとして取り扱わせていただきます。

⇒　裏面に続きます

２ 留意点

（１）特別徴収できない従業員（普通徴収該当者）がいる場合

普通徴収仕切紙の理由欄に該当者の人数を記載し、個人別明細書の摘要欄にも理由区分を記載してください。記載のない場合や、他項目の確認においても本市が判断できない場合は特別徴収となりますので、普通徴収該当者がいる場合には必ず記載してください。

（２）ＣＤ－Ｒ等の媒体で提出される事業所様へ

媒体のほか、総括表を必ず添付し提出してください。

（３）電子申告（ｅＬＴＡＸ等）により給与支払報告書を提出する場合

○ 普通徴収を希望する人は普通徴収欄へのチェック（CSV ファイル等を読み込む場合は「1」の入力）を忘れずに行ってください。
→退職欄に○が入っている場合でも、当市ではデータ取込みの際に、普通徴収にチェックが入っているかどうかで特徴・普徴の判断をすることになります。普通徴収にする方の分は必ずチェックを入れてください。

○ 総括表及び個人別明細への指定番号の入力にご協力ください。

○ 令和９年１月以降は前々年に提出すべきであった源泉徴収票の枚数が 30 枚以上の事業所は電子データによる提出が必要となります。
→書面での提出はできませんので、ｅＬＴＡＸ等による提出の準備をお願いします。

○ 特別徴収税額通知（正本）の電子データでの受取りが選択できます（事業所用と従業員用のそれぞれで別に選択できます）。電子通知を希望された場合、電子通知のみ発送し、紙通知は送付いたしません。

○ 電子申告により給与支払報告書を提出いただいた事業所には、次年度以降、郵送での給与支払報告書の提出依頼は行いませんので、ご承知おきください。

◆ 提出方法等、詳しくはeLTAXのホームページをご覧ください ◆

https://www.eltax.lta.go.jp/